



陸前高田市告示第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、次のとおり都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、その旨を告示する。

令和元年7月1日

陸前高田市長 戸 羽 太



1 都市計画の種類

地域地区（特定用途制限地域）

2 都市計画を決定した土地の区域

陸前高田市高田町字中川原、字古川、字砂畑、字森の前、字馬場前、字並杉、字館の沖、気仙町字奈々切、字中堰、字木場、字土手影、字町、字町裏、字中瀬及び字的場の各一部（別紙図書のとおり。）

3 決定に係る都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所建設部都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、決定に係る都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。